



はい！こちら消費生活センターです

「中学生の息子がスマートフォンでゲームをし、高額な請求が来た！」

Q

私が新しいスマホを購入したので、私が使っていたスマホを中学生の息子に与えた。私が使っていた時は、通信料は月々7,000円前後であり、息子が使い出した後も特に月々の通信料の確認をしていなかったが、先日久しぶりに通信料を確認したところ請求額が9万円程になっており、子供に確認したところネットゲームに使ったことが分かった。慌てて過去分の請求も確認したところ3カ月前から高額な請求がされていることがわかった。支払いは私の口座からであり、残高もあったため引き落としも問題なくされており、気付かなかった。どうしたらいいか。

(40歳代 女性)

A

基本的には未成年者が親権者に無断で行った契約は取り消すことができます。しかし、スマホの所有者の管理責任等が問題になることもあり、どんな時でも必ず取り消せるというものではありません。今回のケースでは経緯などを確認し、相談者側と事業者側の話し合いにより半額が返金されることになりました。

特に子供に親が管理するスマートフォンを使わせる場合には、スマホの利用時間や利用目的、特にネットゲーム等の利用について家庭内でよく話し合い、トラブルにならないようにしましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

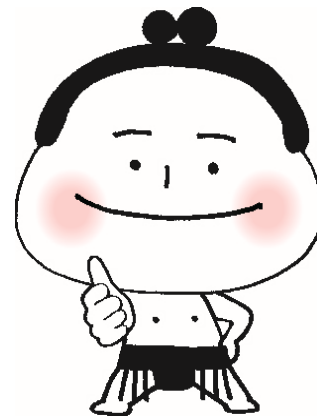
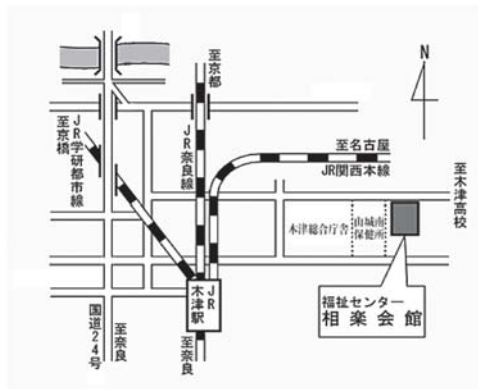
（※H30.4から相談時間に変更になっています。）

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ

（電話のみ）



相談すれば 楽になる